第８章　次世代育成支援対策行動計画の継承

１　目的

次世代育成支援対策推進法の趣旨にのっとり、町においてこれまで取り組んできた「河北町次世代育成支援対策行動計画」を評価・検証し、同計画を継承します。

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため見出された課題に取り組み、子育て支援に関わる総合的な施策体系に基づいて、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進します。

２　基本理念

次世代育成支援対策は、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行います。父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援や、子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備、雇用環境の整備などへ取り組みます。

【町の基本理念】

子どもが健やかに成長し、安心して子育てができるまち

河北町次世代育成支援対策行動計画(後期計画)においても、第７次河北町総合計画を踏まえ、子どもを育てる環境を整備し、子どもが健やかに、のびのび育つまち、また健康と福祉が生きるまちを目指します。

【基本的視点】

町全体で、次世代育成の支援をしていくため、以下の視点から検討・推進を図ります。

⑴　子どもの権利の視点

１８歳未満のすべての子どもが人としての権利や自由を尊重し、また、子どもに対する保護と援助を促進する目的として、平成元年、国際連合総会で「児童の権利に関する条約」が採択されました。このような状況を踏まえ、次世代育成支援対策の推進においても、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。

⑵　親子のきずなづくりという視点

子育ての第一義的責任はまず父母その他の保護者にあるという原点に立ち返るとともに、子育てが何ものにも最優先されるべきであるとの認識のもと「親子のきずな」や「家族のつながり」を深めていくことこそが次世代育成支援の基本的考え方として本後期計画の各施策を推進します。

⑶　次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるという認識のもと、「親子のきずな」や「家庭のつながり」を深めていくことが改めて重要になっています。子ども自身が将来親という立場になったときに、それらの家族やきずな・つながりの記憶こそが自立した家庭を持つことに役立つものと考えます。長期的な視野に立ち、家族の役割の大切さや子どもの健全育成に取り組みます。

⑷　サービス利用者の視点

核家族化の進行や産業構造の変化、価値観の多様化等により、子育て家庭の生活実態や子育てや支援に関わる利用者のニーズは多様化しています。このため、さまざまなニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みを行っていきます。

⑸　すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題点を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から国及び県、町、事業所、地域社会など社会全体の協力により次世代育成支援対策を進めていきます。

⑹　地域における社会資源の効果的な活用の視点

ボランティア団体を始めとするさまざまな地域活動団体や町社会福祉協議会、民生委員、児童委員に加え、自然環境や伝統文化等、さまざまな地域の社会資源を十分かつ効果的に活用していきます。また、学校施設などをはじめとする各種の公共施設の活用を図ります。

３　対象

次世代育成支援対策行動計画における「子ども」の対象年齢は下表の通りです。

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※放課後等学校管理下外		一部対象	
	子ども・子育て支援法(中心対象年齢)							
	次世代育成支援対策推進法							

４　子育て支援の目標箇所数

次世代育成支援対策行動計画の子育て支援の目標箇所数として平成２６年度の実績値と平成３１年度の目標値を以下に記載しています。

サービスの種類	事業名	平成２６年度実績値	平成３１年度目標値
定期利用型の保育サービス	通常保育事業	３箇所	２箇所 (認定こども園)
	延長保育事業（時間外保育事業）	３箇所	２箇所
	休日保育事業	１箇所	２箇所
	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	５箇所	７箇所
	放課後子ども教室	６箇所	６箇所
一時預かり型の保育サービス	一時預かり事業	１箇所	１箇所
	病後児保育事業	１箇所	２箇所
	子育て短期支援事業 （ショートステイ事業）	１箇所	１箇所
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ事業）	１箇所	１箇所
地域子育て支援サービス	地域子育て支援センター事業 (内、総合子育て支援センター事業)	２箇所 （１箇所）	３箇所 （１箇所）
	つどいの広場事業	１箇所	１箇所
	ファミリー・サポート・センター事業	１箇所	１箇所

5　施策の取り組み状況

以下の事業の基本目標及び取り組みについては、次世代育成支援対策行動計画から、子ども・子育て支援事業計画へ移行し、町における子育て支援を推進します。

⑴　地域における子育て支援

ア　地域ぐるみの子育て支援、家庭での子育て支援を充実します。

すべての子育て家庭が心にゆとりをもって子育てができるように、サービスを必要としている人が利用しやすいサービスを推進します。また、子育て中の人もときには支える側になり、子育て前や子育てが終了している人もできる範囲で子育てに関わりを持ち、子育てに協力できる体制を推進します。

事業番号	基本目標	取り組み	担当課
1－1	①地域における子育て支援サービスの充実	子育て家庭の状況に応じ柔軟に対応できる一時預かりの利用促進を図ります。	・健康福祉課
1－2	①地域における子育て支援サービスの充実	子育て支援センターの充実を図り、育児相談や子育てサークルの育成、子育て情報の提供に努めます。	・健康福祉課
1－3	①地域における子育て支援サービスの充実	つどいの広場事業の利用促進を図り、親と子の交流の場を提供します。	・健康福祉課
1－4	①地域における子育て支援サービスの充実	ファミリー・サポート・センター事業の町民への広報や事業の拡充を図ります。	・健康福祉課
1－5	①地域における子育て支援サービスの充実	どんがホール内の多目的子ども空間の利用促進を図り、総合子育て支援センターと連携し、安全・安心な子育て支援を推進します。	・健康福祉課

1－6	②保育サービスの充実	待機児童対策を図ります。	・健康福祉課
1－7	②保育サービスの充実	認可外保育施設及び事業所内保育施設の支援を行います。	・健康福祉課
1－8	②保育サービスの充実	時間外保育事業（延長保育事業）を充実・継続します。	・健康福祉課
1－9	③子育てのネットワークづくり	子育て支援団体との連携を図り、ネットワークづくりを推進します。	・健康福祉課
1－10	③子育てのネットワークづくり	子育てＮＰＯ法人への支援を行います。	・健康福祉課
1－11	④子どもの健全育成	放課後児童クラブを充実し、放課後の児童の居場所づくりを推進します。	・健康福祉課 ・生涯学習課
1－12	④子どもの健全育成	学校施設を開放し、地域の人が交流できる場の活用を推進します。	・健康福祉課 ・学校教育課 ・生涯学習課
1－13	⑤経済的支援	町独自の児童手当の支給を継続し支援します。	・健康福祉課

⑵　母性及び乳幼児等の健康確保と増進

ア　安心して妊娠・出産・子育てができる保健・医療体制を充実します。

妊娠から出産まですべての妊産婦が医学的管理と保健指導が受けられ、安全で健康に暮らすことができる地域づくりに取り組みます。

事業番号	基本目標	取り組み	担当課
2－1	①子どもと母親の健康支援	妊娠届出時に母子健康手帳の活用方法、重要性等を説明しており、今後も妊娠届出の必要性と母子健康手帳の重要性を啓発します。	・健康福祉課
2－2	①子どもと母親の健康支援	母子健康手帳交付時に、保健師がアンケートを利用して相談に対応しており、今後も母子健康手帳交付時の妊婦健康相談事業の推進を行います。	・健康福祉課
2－3	①子どもと母親の健康支援	産婦に対してアンケートを利用して、育児相談や産後うつ等の精神的な不安の解消に努めます。	・健康福祉課
2－4	①子どもと母親の健康支援	妊婦の分娩に対する不安や精神的支援と産じょく期の保健指導のために、保健師が妊婦・産婦の訪問を行います。	・健康福祉課
2－5	①子どもと母親の健康支援	「こんにちは赤ちゃん事業」とともに、発育発達、育児についての相談に対応します。	・健康福祉課
2－6	①子どもと母親の健康支援	新生児期は、発育発達、育児等に多くの不安を持っているので、それらの不安解消のため、訪問指導を行います。	・健康福祉課

2-7	①子どもと母親の健康支援	全妊婦に対して妊婦健康診査受診票を交付し、妊娠中の健康診査を推進し、母体及び胎児の異常の早期発見に努めます。平成２１年度から、１４回分の妊婦健康診査受診票を交付しています。	・健康福祉課
2-8	①子どもと母親の健康支援	妊婦の健康診査の受診率向上のため、健康診査を受けやすい体制をつくります。	・健康福祉課
2-9	①子どもと母親の健康支援	不妊治療に対し、支援を行います。また、町民から相談があった場合には、各種情報を提供します。	・健康福祉課
2-10	①子どもと母親の健康支援	３～４か月児 、９～１０か月児、１歳６か月児、３歳児を対象に健康診査を行います。 ３～４か月、９～１０か月は年１２回、１歳６か月は年６回、３歳児は年７回実施します。	・健康福祉課
2-11	①子どもと母親の健康支援	むし歯有病率は、減少傾向ですが、県や全国平均に比べると高率で、今後も１歳６か月児健診、２歳児歯科健診、３歳児健診時、フッ素塗布を行い、むし歯有病率の減少を図ります。	・健康福祉課
2-12	②食育の推進	出産前からの適切な食生活を支援し、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着を図るため、妊産婦や子育て家庭を対象とした食に関する学習機会や情報の提供を推進します。母子健康手帳交付、赤ちゃん訪問、健診の場で、発育に応じた情報提供を行います。	・健康福祉課

2-13	②食育の推進	食生活改善推進協議会などと協議し、食育の推進を図ります。	・健康福祉課
2-14	③思春期保健対策の充実	不登校や問題行動に見られる心の健康問題に対し、家庭と連携を深め、教育委員会、学校、児童相談所、スクールカウンセラー、教育相談員が連携し、適切な対応を心がけます。	・学校教育課
2-15	③思春期保健対策の充実	喫煙や飲食、薬物使用などの有害性について健康教育を推進します。	・学校教育課
2-16	③思春期保健対策の充実	心身の健康づくりに必要な知識や適切な生活習慣を身につけるために、食育などの健康教育の充実を図ります。	・学校教育課
2-17	④小児保健・医療の充実	予防接種手帳の配布や、健診時に情報提供を行っており、引き続き、予防接種に関する適切な情報提供を行い、接種率の向上に努めます。	・健康福祉課
2-18	④小児保健・医療の充実	地域医療体制及び救急医療体制の機能強化のため、県立河北病院、一般医療機関等との連携を強化し、救急・休日・夜間診療体制の整備など、きめ細かな医療サービスが受けられるよう働きかけます。	・健康福祉課
2-19	④小児保健・医療の充実	乳幼児健康支援一時預かり（病後児保育事業）を推進します。	・健康福祉課

⑶　子どもの心身の健やかな成長に資する子育て環境の整備

ア　心身の健やかな子どもを育てます。

次世代を担う子どもが幅広く知識を蓄え、豊かな感性と生活力を身につけるなど調和の取れた人間に成長するために、教育環境や地域の育成環境の充実を図っていきます。

事業番号	基本目標	取り組み	担当課
3－1	①子どもの「生きる力」の育成に向けた学校教育環境の整備	中学・高校生等が保育所や幼稚園、放課後児童クラブ等の小学生とふれあい子育て体験ができる機会を検討します。	・健康福祉課 ・学校教育課
3－2	①子どもの「生きる力」の育成に向けた学校教育環境の整備	幼児教育機能の充実を図ります。	・健康福祉課
3－3	②家庭や地域の教育力の向上	子育て中の親が、家庭教育に関して気軽に相談できる体制の整備を図ります。	・健康福祉課
3－4	②家庭や地域の教育力の向上	民生委員･児童委員活動を充実します。	・健康福祉課 ・学校教育課
3－5	②家庭や地域の教育力の向上	子ども会育成会の充実を図り、支援を行います。	・生涯学習課
3－6	②家庭や地域の教育力の向上	家庭・学校・地域が連携を図り、それぞれの教育機能を役割分担し、子どもの健全育成に努めます。	・健康福祉課 ・学校教育課 ・生涯学習課
3－7	②家庭や地域の教育力の向上	青少年育成町民会議の活動を支援します。	・生涯学習課 ・健康福祉課

3－8	②家庭や地域の教育力の向上	放課後の居場所づくりについて継続支援します。	・生涯学習課 ・健康福祉課
3－9	②家庭や地域の教育力の向上	文化・スポーツ活動の指導者の育成を行います。	・生涯学習課
3－10	②家庭や地域の教育力の向上	町民に対する子育て等に関する男女共同参画教育の広報啓発を行います。	・健康福祉課 ・生涯学習課
3－11	③子どもを取り巻く有害環境対策の推進	有害図書等の設置者に対し、必要に応じて撤去を働きかけることなどに努めます。	・健康福祉課 ・生涯学習課

⑷　子育てを支援する生活環境の整備

ア　子育てしやすい生活環境を整備します。

子育てを安心して行うことのできる快適な居住空間、段差のない整備された歩道や緑豊かな公園などの生活環境の整備に取り組みます。

事業番号	基本目標	取り組み	担当課
4－1	①良質な住宅の確保	公園等で子ども連れの親子が、安全で、安心して遊ぶことができる環境整備を推進します。	・健康福祉課 ・都市整備課
4－2	②良好な居住環境の確保	バリアフリー化の意識啓発を行います。	・都市整備課

⑸　仕事と子育ての両立の推進

ア　仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを推進します。

両親が協力して子育てと仕事の両立ができるように、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に対する理解を図り、結婚、出産、多様な雇用形態や処遇、育児休業制度の定着など、子育て家庭に配慮した支援の取り組みを行います。また、企業に対しても、地域の一員として子育てについての理解や協力を働きかけます。さらに、多様な働き方に対応した保育サービスや放課後児童クラブの充実を図ります。

事業番号	基本目標	取り組み	担当課
5－1	①多様な働き方の実現と働き方の見直し	子育てと仕事の両立は、男性の育児参加が必要不可欠であるため、その理解を深めるため企業に対して啓発を行います。	・健康福祉課 ・商工観光課
5－2	①多様な働き方の実現と働き方の見直し	町内の企業、事業所に、子育て期にある社員に対して労働時間の弾力的な変更、柔軟な勤務体制などの子育て支援を働きかけます。	・健康福祉課 ・商工観光課
5－3	①多様な働き方の実現と働き方の見直し	町民や企業に対して、育児休業制度などに関する情報提供を行います。	・健康福祉課
5－4	①多様な働き方の実現と働き方の見直し	女性の再就職を推進するために、ハローワークなど関係機関と連携し、就職情報の提供や新しい就業形態の情報などを提供します。	・健康福祉課 ・商工観光課

⑹　子ども等の安全の確保

ア　子どもの安全対策、防犯対策を充実します。

子どもを事故や犯罪の危険から守り、安全の確保に取り組みます。また、家庭、学校、警察が連携して交通安全教室を推進します。

事業番号	基本目標	取り組み	担当課
6－1	①子どもの交通安全を確保するための活動の推進	学校、警察等関係機関との連携により、園児、児童、生徒及び保護者に対する交通安全教育と交通安全指導体制の充実を図ります。	・環境防災課 ・健康福祉課 ・学校教育課
6－2	①子どもの交通安全を確保するための活動の推進	安全な通学路としての歩道の整備・拡充を推進します。	・都市整備課 ・学校教育課
6－3	①子どもの交通安全を確保するための活動の推進	通園・通学路の安全点検を実施し、事故発生の未然防止に努めます。	・都市整備課 ・健康福祉課 ・学校教育課
6－4	②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	関係機関との連携を強化し地域の子どもは地域で守るという意識及び体制づくりを推進します。	・環境防災課 ・健康福祉課 ・学校教育課 ・生涯学習課

⑺　要保護児童へのきめ細やかな取り組みの推進

ア　子どもの幸せを最大限に尊重した支援を推進します。

子どもの人としての権利や自由が守られるように、子どもへの不適切な対応の防止に取り組みます。また、ひとり親家庭の自立や障がい児の生活向上に取り組みます。

事業番号	基本目標	取り組み	担当課
7－1	①児童虐待及び非行防止対策の充実	要保護児童対策地域協議会における児童虐待防止ネットワーク機能を強化し、要保護児童の適切な保護を図ります。	・健康福祉課 ・学校教育課
7－2	①児童虐待及び非行防止対策の充実	新生児訪問を実施し、養育者の孤立化の防止を図ります。	・健康福祉課
7－3	①児童虐待及び非行防止対策の充実	児童虐待やＤＶ（ドメスティックバイオレンス）に対する関心を高め、虐待の防止・早期発見に努めます。	・健康福祉課 ・学校教育課
7－4	①児童虐待及び非行防止対策の充実	各相談機関における活動を充実するとともに、お互いの連携を強化します。	・健康福祉課 ・学校教育課
7－5	②ひとり親家庭への支援	児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療給付事業等の経済的困窮に関する支援を推進します。	・健康福祉課 ・税務町民課
7－6	③障がい児施策の充実	保健・医療・福祉・教育等の部署が連携を強化し、適切な相談活動ができるように努めます。	・健康福祉課 ・税務町民課 ・学校教育課
7－7	③障がい児施策の充実	障がいの早期発見により、子どもの適切な対応に努めます。	・健康福祉課
7－8	③障がい児施策の充実	障がいのある児童を養育している方に特別児童扶養手当を支給し、福祉の増進を図ります。	・健康福祉課

６　一般事業主行動計画特例認定制度

次世代育成支援対策推進法では、常時雇用する労働者の数が１００人以下の一般事業主（国及び地方公共団体以外）には努力義務、１０１人を超える事業主には、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定・届出することを義務づけています。

一般事業主行動計画を策定した企業のうち一定の要件を満たすと、「くるみん認定」（厚生労働大臣の認定）を受けることができ、次世代育成支援対策推進法に基づく子育てサポート企業として、次世代認定マーク「くるみん」）を自社商品や広告などに使用することができます。

平成２７年４月１日からは、認定基準を見直し、中小企業事業主が「くるみん認定」を取得しやすくなり、新たに「プラチナくるみん（特例）認定」が創設されます。

本町でも、広報誌等での周知を図っていきます。

くるみん認定の基準には
・策定した行動計画を実施し、目標を達成すること。
・育児休業を取得した男性労働者がいる。
・女性労働者の育児休業取得が７０％以上
などがあるよ！